

# 土地区画整理事業の手引き

令和3年5月改正

秋 田 市

# 目 次

## 第1章 事前相談を受けられる方へ

1 秋田市の方針 -----	1
2 土地区画整理事業による整備の基準等 -----	1

## 第2章 土地区画整理事業認可申請等の手続

1 申請手続のフロー（個人施行） -----	3
2 申請手続のフロー（組合施行） -----	4
3 申請に添付が必要な図書一覧	
（1）書類一覧表 -----	6
（2）図面一覧表 -----	7
（3）図面の主に明示すべき事項等 -----	8
（4）図面作成における凡例等 -----	1 1
（5）事前協議図書および提出先 -----	1 7
（6）秋田市土地区画整理関係課所室 連絡先一覧表 -----	1 8
4 引き継ぎに添付が必要な図書 -----	1 9
5 工事、検査等 -----	2 0

## 第3章 諸様式等

（1）様式第1号 土地区画整理事業事前協議書 -----	2 4
（2）様式第2号 公共施設管理者の同意書 -----	2 6
（3）様式第3号 公益施設管理予定者との事前協議の経過書 -----	2 7
（4）様式第4号 工事着手届出書 -----	2 8
（5）様式第5号 標識 -----	2 9
（6）様式第6号 工事完了届出書 -----	3 0
（7）様式第7号 土地・施設の引き継ぎに関する受付一覧表 -----	3 1
（8）別表第1 公益施設用地設置協議基準表 -----	3 2
（9）別表第2 土地区画整理事業に伴う協議担当課所室一覧表 -----	3 3

# 第1章 事前相談を受けられる方へ

## 1 秋田市の方針

近年の社会経済情勢の変化に伴い、開発形態の多様化など秋田市の土地利用にも大きな変化が生じています。

秋田市では、このような変化に適切に対応するために、次に掲げることを土地区画整理事業の基本目標としています。

- 公共施設の整備をはかり、住みやすく安全なまちづくりを進めること。
- 公共施設等の整備状況に応じた土地利用を行うこと。
- 緑豊かな、ゆとりあるまちづくりを進めること。

土地区画整理法をはじめ、各種の法制度、要綱等を用いて、施行地区内の住民が利用する道路、公園、緑地、広場、ごみ収集場（集積所）、集会所等の確保をとおし、周辺環境との調和のとれた良好な住環境の整備を図る観点から具体的な規制、指導および誘導を行っています。

## 2 土地区画整理事業による整備の基準等

土地区画整理事業を施行するにあたっては、土地区画整理法を遵守し、その地域に定められた都市計画に適合していなければならないほか、以下の点に配慮してください。

### (1) 道路

施行地区内の道路は、幅員、構造、配置等の基準が定められています。通行上および防災上支障がないよう、周辺の道路、空地等との関連を十分考慮し計画してください。新たに整備された道路は、市又は国もしくは県に帰属することになります。

### (2) 公園

施行地区面積の3%以上の公園を設置していただきます。その規模、構造、位置等については、市と十分な打合わせが必要です。

公園は、市に帰属することになります。

### (3) 下水・雨水

施行地区内の排水施設は、区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量から予想される汚水や雨水を排出できるように管径、勾配、位置を計画してください。

### (4) 消防水利

消防に必要な水利が十分でない場合は、消防用の貯水施設を配置してください。

なお、貯水施設には構造、形状等に関して基準があります。

(5) 擁壁等の設計

事業によって、がけが生じる場合等には、構造計算等により十分な擁壁等を計画してください。なお、施工方法についても同様です。

(6) ごみ収集場（集積所）等

計画総戸数が20戸以上の住宅の建築をしようとするときは、原則として1戸当たり0.18㎡以上の面積を有するごみ収集場（ごみ集積所）を設置していただきます。設置は20戸から30戸に1箇所程度の割合を指導しています。また、市民が日常生活に使用するこの種の公益的な施設の用地は、原則として市が所有し管理等を行います。

(7) 防犯灯等

施行地区の面積が5,000平方メートル以上の場合で、一戸建ての住宅の建築をしようとする場合は、原則として防犯灯等（防犯灯、街灯等）を設置していただきます。なお、防犯灯を設置する場合には、設置、規格等に関して基準があります。

(8) 集会所等

計画総戸数が50戸以上（もしくは1.5ha以上）の住宅の建築をしようとするときは、原則として集会所用地を設置していただきます。また、市民が日常生活に使用するこの種の公益的な施設の用地は、原則として市が所有し管理等を行います。

(9) 敷地面積の最低限度

施行地区内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とするものにあっては、次に定める面積としています。

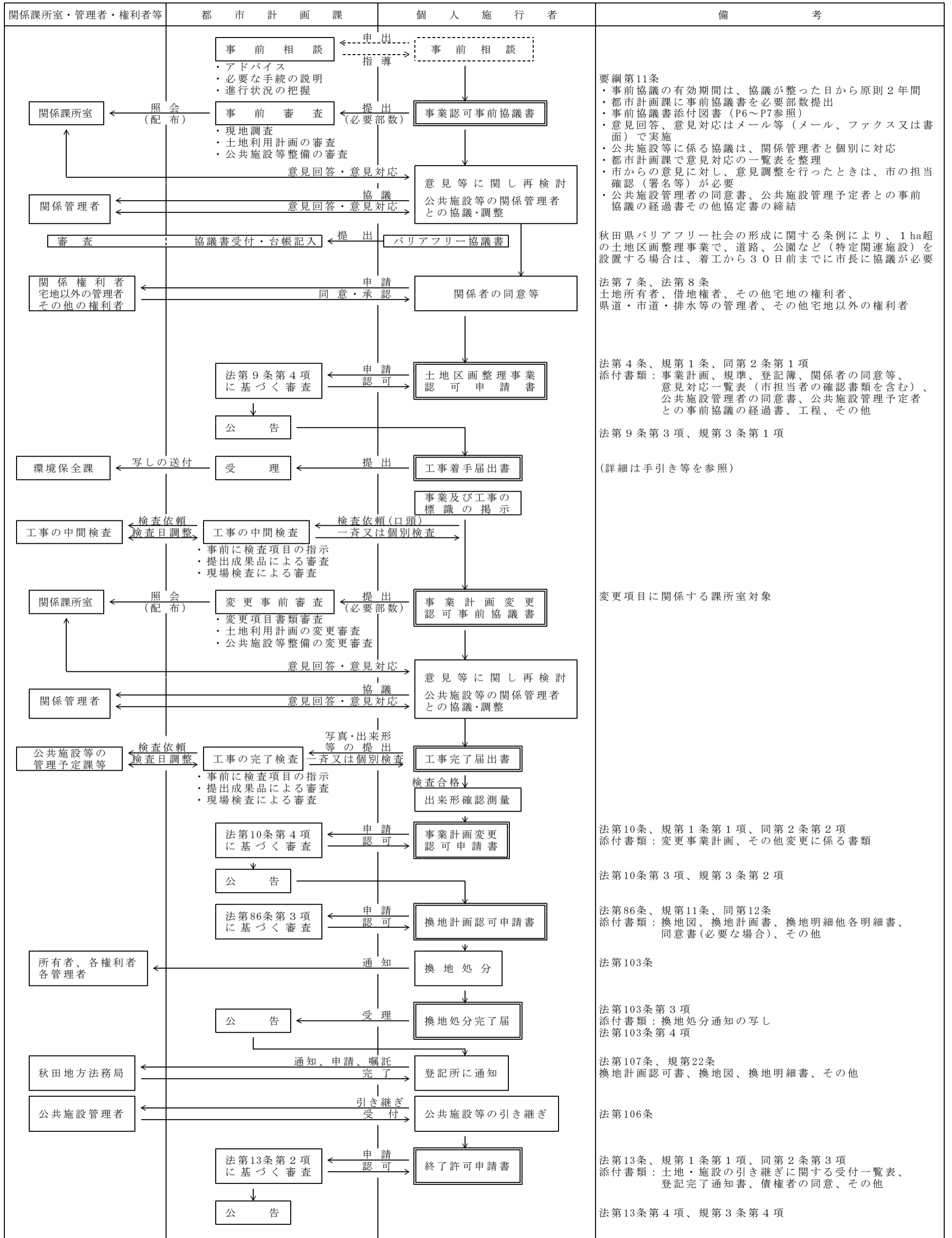
- 市街化区域 140平方メートル
- 前号に掲げるもの以外の区域 200平方メートル

ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、この限りではありません。

以上のほか、詳しくは土地区画整理法や秋田市土地区画整理事業指導要綱（以下「要綱」という。）、秋田市宅地開発技術指針（以下「技術指針」という。）等を見ていただき、努めて計画的で秩序あるまちづくりを推進し、秋田市の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与されるよう配慮してください。

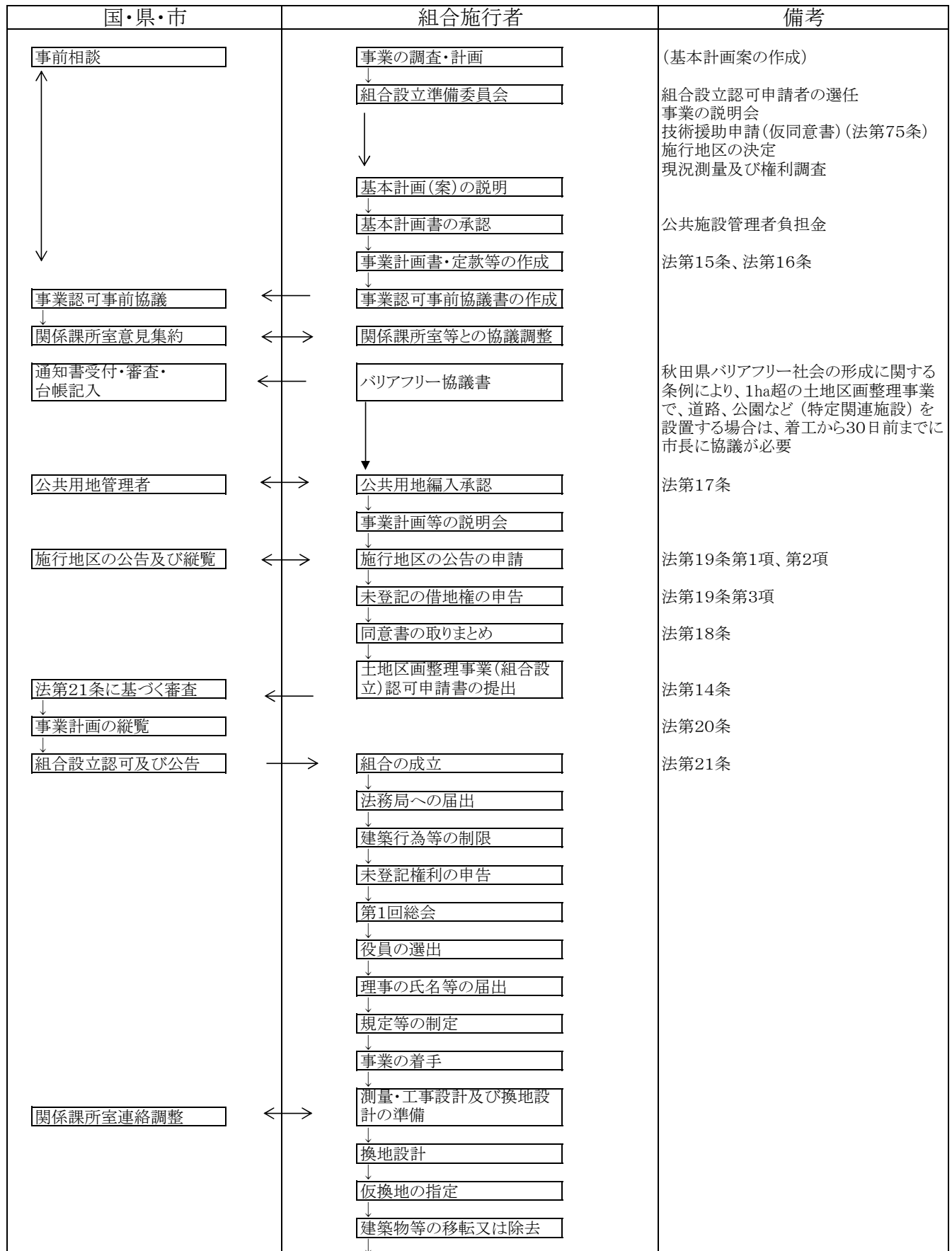
## 第2章 土地区画整理事業認可申請等の手続

### 1 申請手続のフロー(個人施行)



略記「法」は土地区画整理事業法(S29.5.20法律第119号)  
「規」は土地区画整理事業法施行規則(S30.3.31建設省令第5号)

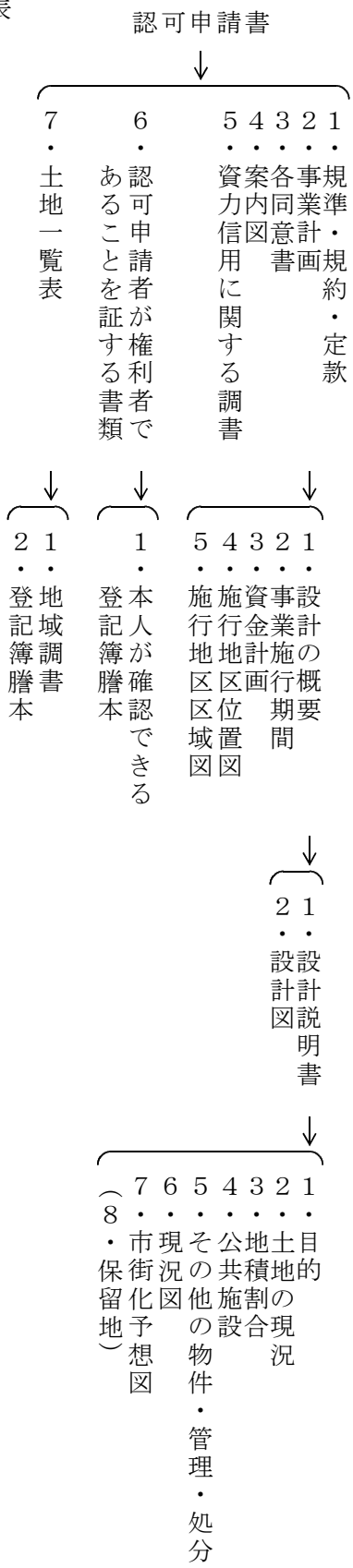
## 2 申請手続のフロー(組合施行)



国・県・市	組合施行者	備考
受理  中間検査  事業計画変更認可事前協 ↓ 関係課所室意見集約	工事着手 ↓ 事業及び工事の標札の掲示 ↓ 工事着手届出書 ↓ 中間検査依頼 ↓ 事業計画変更認可事前協議書の作成 ↓ 関係課所室等との協議調整 ↓ 工事完了届出書 ↓ 工事完了検査 ↓ 保留地の処分 ↓ 出来形街区・画地確認測量 ↓ 事業計画変更認可申請書の作成 ↓ 換地計画の作成 ↓ 総会の議決 ↓ 換地計画の縦覧 ↓ 換地計画の認可申請 ↓ 換地処分 ↓ 所有者、各権利者に通知 ↓ 換地処分完了届 ↓ 換地処分に伴う登記 ↓ 清算金の徴収・交付 ↓ 公共施設の引き継ぎ ↓ 組合解散の認可申請 ↓ 清算事務 ↓ 決算報告 ↓ 組合員への報告	 法第81条     法第108条  法第39条 法第87条  法第88条  法第86条 法第103条  法第103条第1項 法第107条 法第109条・110条 法第106条 法第45条 法第46～48条 法第49条

3 申請に添付が必要な図書一覧

(1) 書類一覧表





## (2) 図面一覧表 (法第4条および第14条)

○必要

添付 順序	図面の名称	申請		備考
		事前 協議書	認可 申請書	
1	施行地区位置図	○	○	土地区画整理法施行規則第5条第2項
2	施行地区区域図	○	○	土地区画整理法施行規則第5条第3項
3	案内図	○	○	
4	設計図	○	○	土地区画整理法施行規則第6条第3項
5	現況図	○	○	土地区画整理事業定型化
6	市街化予想図	○	○	土地区画整理事業定型化
1	土地利用計画図	○	○	都市計画法施行規則第16条
2	造成計画平面図	○	○	都市計画法施行規則第16条
3	造成計画断面図		○	都市計画法施行規則第16条
4	排水施設計画平面図	○	○	都市計画法施行規則第16条
5	給水施設計画平面図	○	○	都市計画法施行規則第16条
6	各種施設計画縦横断面図		○	下水道施設は事前協議書から添付すること。
7	各種施設詳細図		○	
8	各種施設構造図		○	下水道施設は事前協議書から添付すること。
9	がけの断面図		○	都市計画法施行規則第16条
10	擁壁の断面図		○	都市計画法施行規則第16条
11	(その他市長が必要と認めたもの)		○	必要に応じ事前協議書から添付する場合有
備考 図面袋には、目次をつけること。				

(3) 図面の主に明示すべき事項等

添付 順序	図面の 名称	主に明示すべき事項	縮 尺	備 考				
申請書に 折込む 1	施行地区 位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行地区の位置</li> <li>・都市計画区域</li> <li>・市街化区域</li> </ul>	$\frac{1}{30,000}$ 以 上	施行地区界をヴァンダイクブラウン 内側縁取りぼかし幅 2 mm				
2	施行地区 区域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町または字の境界</li> <li>・都市計画区域界</li> <li>・市街化区域界</li> <li>・宅地の地番および形状</li> </ul>	$\frac{1}{2,500}$ 以 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市都市計画図（市都市計画課で販売）</li> <li>・着色 表－1 の通り</li> </ul>				
3	案 内 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行地区</li> <li>・施行地区内の道路、公園、予定建築物の敷地の形状等を明示し、着色すること。</li> <li>・消防水利の位置（既存施設は番号明示）、防火対象範囲（半径距離, 円表示）</li> </ul>	$\frac{1}{1,500}$ 程 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図</li> <li>・着色</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">施行地区内の道路等</td> <td>表－2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>周辺道路等の名称</td> <td>黄色（蛍光色）</td> </tr> </table>	施行地区内の道路等	表－2 のとおり	周辺道路等の名称	黄色（蛍光色）
施行地区内の道路等	表－2 のとおり							
周辺道路等の名称	黄色（蛍光色）							
4	設 計 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設</li> <li>・鉄道、軌道、官公署、学校墓地</li> </ul>	$\frac{1}{2,500}$ 以 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色 表－3 のとおり</li> </ul>				
5	現 況 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用および建物用途別現況</li> <li>・排水、給水、交通施設、交通量、地下埋設物、土地の所有別現況</li> </ul>	$\frac{1}{2,500}$ 以 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色 表－4、表－5 のとおり</li> <li>・表－4、5 にトレーシングペーパー（表－6）を乗せる。</li> </ul>				
6	市 街 化 予 想 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行地区</li> </ul>	$\frac{1}{2,500}$ 以 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色 表－7 のとおり。</li> </ul>				
図面袋に 入れる 1	土地 利用 計 画 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行地区</li> <li>・公共施設、公益施設の位置および形状等</li> <li>・予定建築物の敷地の形状、計画高および面積、敷地に係る予定建築物等の用途、配置等</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置および形状</li> <li>・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状および名称</li> </ul>	$\frac{1}{1,000}$ 以 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この図面は、一般の閲覧等に供されるので明確に表示すること。</li> <li>・予定建築物の用途は、各敷地ごとに住宅、店舗、共同住宅、工場と専用併用別に具体的に記入すること。</li> <li>・宅地分譲の場合、予定建築物の配置は省略してもよい。</li> <li>・着色</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">施行地区内の道路等</td> <td>表－2 のとおり</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種別ごとに面積、比率、帰属先を表で明示</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">土地 利用 計 画 表</td> <td>表－8 のとおり</td> </tr> </table>	施行地区内の道路等	表－2 のとおり	土地 利用 計 画 表	表－8 のとおり
施行地区内の道路等	表－2 のとおり							
土地 利用 計 画 表	表－8 のとおり							

添付 順序	図面の 名称	主に明示すべき事項	縮尺	備 考				
2	造成計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区</li> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・ がけ又は擁壁等の位置、種類および高さ</li> <li>・ 道路の位置、形状、幅員、計画高（起点、終点、変化点）および勾配</li> <li>・ 工区界、予定建築物等の敷地形状および計画高</li> </ul>	$\frac{1}{1,000}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分で、表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> <li>・ 着色 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>切土</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>赤色</td> </tr> </table> </li> <li>・ がけ、擁壁等は、高さおよび種類別に明示すること。</li> <li>・ 施行地区に隣接する関連工事がある場合、その平面図を明示すること。</li> </ul>	切土	黄色	盛土	赤色
切土	黄色							
盛土	赤色							
3	造成計画 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区</li> <li>・ 切土又は盛土する前後の地盤面</li> </ul>	$\frac{1}{1,000}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高低差の著しい箇所について詳細図作成のこと。</li> <li>・ 断面は等高線に直角断面とし、数箇所とすること。</li> <li>・ 縮尺は水平、垂直とも等縮尺とすること。</li> <li>・ 着色 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>切土</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>赤色</td> </tr> </table> </li> <li>・ 断面図には必要に応じ、道路等の位置および予定建築物の敷地の計画高を明示すること。</li> <li>・ 施行地区に隣接する関連工事がある場合は、その工事施工箇所の断面を明示すること。</li> </ul>	切土	黄色	盛土	赤色
切土	黄色							
盛土	赤色							
4	排水施設 計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区</li> <li>・ 排水区域の区域界</li> <li>・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、計画高（主要な箇所の水路底）、水の流れの方向、吐口の位置</li> <li>・ 放流先となる既存排水施設および水路等の名称、位置、種類、形状および水路底高</li> </ul>	$\frac{1}{500}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の流れの方向は→で表示し施行地区内および施行地区の周辺にわたって詳細に記入すること。</li> <li>・ 宅地分譲の場合を除き、宅地内地表面の雨水等の水の流れの方向を明示すること。</li> </ul>				
5	給水施設 計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区</li> <li>・ 給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法、消防水利の位置、構造、予定建築物の敷地の形状</li> </ul>	$\frac{1}{500}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5の排水施設計画平面図にまとめて明示してもよい。 (注)自己居住用の住宅の建築に供する場合は不要です。</li> </ul>				
6	各種施設 計画縦横 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区</li> <li>・ 道路、水路、下水道施設、公園その他施設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模に応じてわかりやすい縮尺とすること。(関係課所室と調整して差支えない。)</li> <li>・ 原則的に種別ごとに作成するものとするが、煩雑にならない限りまとめて明示してもよい。</li> </ul>				
7	各種施設 詳細図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同 上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同 上</li> </ul>				

添付 順序	図面の 名称	主に明示すべき事項	縮尺	備 考
8	各種施設 構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、水路、下水道施設、公園その他施設</li> <li>上記に係る基礎の形状、寸法、材料の種類等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>規模に応じてわかりやすい縮尺とすること。(関係課所室と調整して差支えない。)</li> <li>原則的に種別ごとに作成するものとするが、煩雑にならない限りまとめて明示してもよい。</li> </ul>
9	がけの 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>がけの高さ(最低～最高)、勾配(最低～最高)および土質(土質の種類が2種類以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面、がけ面保護の方法</li> </ul>	$\frac{1}{50}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。</li> <li>擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項を示すことを要しない。</li> <li>がけ面を擁壁で覆わない場合は、土質試験に基づく安定計算書を添付すること。</li> </ul>
10	擁壁の 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行地区</li> <li>擁壁の寸法、勾配、材料の種類および寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置および寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質および基礎杭の位置、材料、寸法</li> </ul>	$\frac{1}{50}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合は、構造計算書等を添付すること。</li> <li>鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋状況のわかる正面および基礎底部等の詳細図を明示すること。</li> <li>擁壁の高さ1mから5mまで1mごと段階別に標準断面図を明示すること。</li> <li>必要に応じ擁壁の背面図、展開図を添付すること。</li> </ul> <p>(注)擁壁の直高が2mを超える場合は、別途、建築基準法第88条に基づき届出が必要となる。</p>
11		その他市長が必要と認めたもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画図、各種計算書等</li> </ul>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺を明示すること。</li> <li>必要に応じ凡例(表-9のとおり)を明示すること。</li> <li>設計図には、施行地区の所在、図面の名称、図面番号、作成者名、作成月日等を明示すること。</li> <li>施行地区は赤色、関連工事の区域は青色で枠どりすること。</li> <li>審査可能な限度において、図面を併用したり、別様式で明示して差支えない。ただし、関係課所室とあらかじめ調整を図ること。</li> <li>※ 組合施行の場合は、必要書類について別途市長と協議すること。</li> </ol>			

#### (4) 図面作成における凡例等

表－1 施行地区区域図の着色

区 別	配 色	
	色 彩	方 法
施行地区区域界	ヴァンダイクブラウン	実線（幅 1 mm）で接点には○印（直径 3 mm）を付し、明確に表示すること。
行政区域界	パーミリオン	都道府県界 — (・) — にて表示すること。 市町村界 — ・ —                    " 町字界       ・ ・ ・ ・ ・                "
都市計画区域界	ローズ・マダー	縁取りぼかし幅 3 mm
市街化区域界	〃	幅 2 mm 点線
施行地区界に接する区域内外の土地	クロム・グリーン No.2	細実線にてこれらの土地についての道路筆界、地番等を記入のこと。

表－2 土地利用計画図の着色

	種 類	着 色
公 共 施 設	道 路	茶 色
	公園・広場・緑地	黄 緑 色
	緑地（残置森林等）	緑 色
	河川・水路・調節(整)池	青 色
	消防水利施設	水 色
そ の 他	ごみ集積所	紫 色
	集会所用地	赤 色
	その他公益施設用地	桃 色
	宅 地	黄 色

表－3 設計図の着色

区 別	配 色	
	色 彩	方 法
土地区画整理事業 施行地区界	ヴァンダイクブラウン	縁取りぼかし幅2mm
都市計画街路	バーントシーナ	縁取り淡塗潰し。道路種別、街路番号、名称、幅員を記入すること。
区 画 街 路	バーミリオン	縁取り淡塗潰し。幅員を記入すること。
河川、運河、水路	コバルトブルー	縁取りぼかし幅2mm。幅員を記入すること。
堤 防 、 護 岸	ホーカスグリーン(縁) クロームイエロー(内)	縁取り幅2mm 内、淡塗潰し
公 園 、 緑 地	クロームグリーン No.1	縁取りぼかし幅2mm 面積を記入すること。
公 共 物 揚 場	イエローオーカー	淡塗潰し
鉄 道 軌 道	セピア	淡塗潰し
官 公 署	ライトレッド	縁取りぼかし幅2mm
学 校	ビリジアン	縁取りぼかし幅2mm
墓 地	モーブ	縁取りぼかし幅2mm


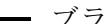


表－４ 現況図の着色（土地利用および建物用途別現況）

区 別	配 色	
	色 彩	方 法
官公署（国、地方公共団体）	ライトレッド	塗潰し
都市運営施設（供給処理、運輸、通信）	ヴァンダイクブラウン	塗潰し
文教施設（文化財、学校等）	ヴィリジアン	塗潰し
厚生施設（医療、運動、社会保護）	ネーブルイエロー	塗潰し
娯楽施設（興業、風俗営業）	ヴァイオレット	塗潰し
専用商業施設（宿泊、業務、集合施設）	カーマイン	塗潰し
一般店舗施設	ピンクマダー	塗潰し
家内工業	スカイブルー	塗潰し
専用工業	プルシャンブルー	塗潰し
住居施設（独立、2戸建住宅、集合住宅）	レモンイエロー	塗潰し
聚落地、農漁業施設（農業、漁業）	クロームグリーン No.2	塗潰し
公園、運動場、公園道路、社寺境内地内の園地、公開の庭園、団体園、遊園地	クロームグリーン No.1	縁取り、淡塗潰し
墓地	モーブ	淡塗潰し
その他	無着色	

表－５ 現況図の着色（排水、給水、交通施設、交通量、地下埋設物、土地の所有別現況）

区 別	配 色	
	色 彩	方 法
排水路、下水道	ヴァンダイクブラウン	淡塗潰し
上水道、浄水場、取水給水等の施設	コバルトブルー	塗潰し 3 × 3 mm
上水道、浄水場、取水給水等の施設	コバルトブルー	主要配管幅 1 mm
送配電施設 主要電線 主要配電線 発電所 変電所	カーマイン	幅 1 mm 幅 0.5 mm 塗潰し幅 3 × 3 mm 塗潰し 1 辺 3 mm
ガス供給状況 ガス施設 主要配管	ヴァイオレット	塗潰し
道路	イエローオーカー	塗潰し (舗装の種別を付記)
交通量 調査地点毎  (歩行者、自転車、低速車、自動車) →毎時間最大	バーミリオン	数量表示
非課税民有地	カドミウムイエロー	淡塗潰し
国有地（公共用地は除く）	クロームグリーン No.1	淡塗潰し
準国有地	セピア	淡塗潰し

表－６ トレーシングペーパー

鉄道	J R  ○  ブラック 幅 1 mm その他  ○  適宜色別 幅 0.5 mm
バス路線 定期トラック路線 航路	系統別に適宜色別



表－7 市街化予想図の着色

区 別		配 色	
		色 彩	方 法
住宅地	普通	レモンイエロー	淡塗潰し
	集合	レモンイエロー	淡塗潰し、バンダイクブラウン縁取り
商業地	店舗	ピンクマダー	淡塗潰し
	専用	カーマイン	淡塗潰し
工業地	家内	スイブルー(コバルトブルー)	淡塗潰し
	専用	プルシヤンブルー	淡塗潰し
河川、運河、水路		コバルトブルー	縁取りぼかし
学校	小中学校	ビリジアン	縁取りぼかし④ ⑤を付記
	その他	ビリジアン	縁取りぼかし⑤ 名称付記
公園	公園	クロームグリーン No.2	縁取りぼかし⑥を付記
	緑地	クロームグリーン No.2	縁取りぼかし⑦を付記
墓地		ヴァイオレット	縁取りぼかし
神社寺院		クロームグリーン No.1	縁取りぼかし
文化財保護施設		バーミリオン	縁取り名称付記
鉄道軌道		セピア	塗潰し
都市運営施設		バンダイクブラウン	塗潰し、各施設名称を付記
厚生施設		ネーブルイエロー	塗潰し
娯楽施設		ヴァイオレット	塗潰し

表－8 土地利用計画表（例）

土 地 利 用 計 画 表							
施 行 前			施 行 後				
区 分	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	区 分	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	帰 属 先	着 色
田	3,818.35	94.94	宅 地	2,962.56	73.66	開発事業者	黄 色
雑種地	203.59	5.06	① — ⑥ 道 路	534.52	13.29	市	茶 色
			② — ⑥ 道 路	403.19	10.02	国	茶 色
			公 園	121.67	3.03	市	黄緑色
合 計	4,021.94	100.00	合 計	4,021.94	100.00		

表－9 図書の凡例一覧表

※開発許可の手引き 第2章4（6）表－3を参照のこと

(5) 事前協議図書および提出先

書類等 関係課所室	協議書提出の必要性	図 面 一 覧													備 考	
		位置図	区域図	案内図	設計図	現況図	市街化予想図	土地利用計画	造成計画平面	排水計画平面	給水計画平面	施設縦横断面	施設詳細図	施設構造図		がけの断面図
1. 都市計画課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全	全	全	○	周知範囲を示す図を添付のこと
2. 建設総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	道路	道路	道路		市街化区域の法定外公共物が含まれる場合も必要
3. 道路維持課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	道路	道路	道路		※1
4. 道路建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	②	①	②	※1 ①:官地水路に手を加える場合 ②:調整池を設ける場合
5. 上下水道局 水道建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-		
6. 上下水道局 下水道整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下水道	下水道	下水道		下水道施設を新たに設置又は既存に手を加える場合
7. 消防本部警防課	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	△	消防	消防	消防		消防水利の設置がない場合には給水計画平面図不要
8. 農業委員会事務局	△	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-		開発区域内に農地を含む場合
9. 公園課	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	公園	公園		公園緑地広場を設置する場合
10. 環境総務課	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11. 環境都市推進課	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	-	-	-	-	(ゴミ集)	(ゴミ集)		( ) 内はごみ収集場(集積所)を設置する場合
12. 環境保全課	□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13. 廃棄物対策課	□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14. 生活総務課	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-		住宅系の開発行為の場合
15. 財産管理活用課	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	集会所	-		集会所用地を設置する場合
16. 農地森林整備課	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-		保安林、民有林に関する場合 市街化区域外の法定外公共物が含まれる場合も必要
17. 建築指導課	△	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	敷地と道路の関係検討要の場合 店舗系、共同住宅開発の場合 がけ等基準法に抵触する場合
18. 文化振興課	□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
19. 交通政策課	□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20. 福祉総務課	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	※2 ①	-		社会福祉施設の場合 ①建物配置、平面図、立面図
21. 教育委員会 総務課	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	※2 ①	-		学校教育施設の場合 ①建物配置、平面図、立面図
22. 保健所 保健総務課	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	※2 ①	-		医療施設の場合 ①建物配置、平面図、立面図

○：提出必要 △：備考欄の条件により必要  
 □：原則事前協議書提出不要（意見を付す場合有り） -：原則不要  
 ※1：CBR試験値についてデータを提出すること  
 ※2：市街化調整区域内で行う場合のみ提出すること

店舗、分譲に伴う一般的な添付書類を例示したものです。  
 詳細については都市計画課にお問い合わせください。

(6) 秋田市土地区画整理関係課所室 連絡先一覧表

	関係課所室名	電 話 ファクス	メー ル	所在地
1	都市計画課	888-5764 888-5763	ro-urim@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階 (山王一丁目1番1号)
2	建設総務課	888-5747 888-5748	ro-csmn@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
3	道路維持課	888-5751 888-5752	ro-csmt@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
4	道路建設課	888-5749 888-5748	ro-csst@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
5	上下水道局水道建設課	823-8435 862-9060	ro-wtcs@city.akita.lg.jp	秋田市上下水道局4階 (川尻みよし町14番8号)
6	上下水道局下水道整備課	864-1455 864-1456	ro-swcs@city.akita.lg.jp	秋田市上下水道局2階
7	消防本部警防課	823-4243 823-9006	ro-frfs@city.akita.lg.jp	消防庁舎4階 (山王一丁目1番1号)
8	農業委員会事務局	888-5796 888-5797	ro-coag@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎5階
9	公園課	888-5753 888-5754	ro-urpc@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
10	環境総務課	888-5753 888-5754	ro-evmn@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
11	環境都市推進課	888-5706 888-5707	ro-evrc@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
12	環境保全課	888-5711 888-5712	ro-evpl@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
13	廃棄物対策課	888-5713 888-5714	ro-evwt@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
14	生活総務課	888-5622 888-5623	ro-ctmn@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎1階
15	財産管理活用課	888-5439 888-5440	ro-fnpr@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
16	農地森林整備課	888-5739 888-5736	ro-agfr@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
17	建築指導課	888-5769 888-5763	ro-urcs@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
18	文化振興課	888-5607 888-5608	ro-edcl@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎3階
19	交通政策課	888-5766 888-5767	ro-urtp@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎4階
20	福祉総務課	888-5657 888-5658	ro-wfmn@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎2階
21	教育委員会総務課	888-5803 888-5804	ro-edmn@city.akita.lg.jp	市役所本庁舎5階
22	保健所保健総務課	883-1170 883-1171	ro-hlmn@city.akita.lg.jp	八橋南一丁目8番3号

※各課の業務についてはP34～P35参照のこと

## 4 引き継ぎに添付が必要な図書

種類	区分 番号	関係書類ならびに図面	提出先及び部数							備考
			道路	公園	下水	河川	消防	ごみ	集会	
書類	1	引継申請書	1(1)	1	1	1	1	1	1	各課備付のもの
	2	土地登記簿謄本	1	1	1	1	1	1	1	
	3	公共施設管理予定者との事前協議の経過書の写し	1(1)	1	1	1	1	—	—	
	4	境界柱明示写真(カラー)	—	1	1	1	1	—	—	位置を明示
	5	完成写真(カラー全景)	(1)	1	—	1	1	—	—	道路維持課 着手前も
図面	1	位置図	1(1)	1	1	1	1	1	1	
	2	案内図	1(1)	1	1	1	1	1	1	
	3	区域図	1	1	1	1	1	1	1	
	4	土地利用計画図	1	1	—	—	1	1	1	
	5	造成計画平面図	(1)	—	1	1	—	—	—	図面には、出来形寸法等を赤書で明示
	6	排水施設計画平面図	(1)	1	—	—	1	—	—	
	7	給水施設計画平面図	(1)	1	—	—	1	—	—	
	8	各種施設計画縦横断面図	(1)	—	1	—	—	—	—	道路は補助幹線道路以上
	9	各種施設詳細図	—	1	—	—	1	1	—	
	10	換地明細書	1	—	1	1	—	—	—	全体、帰属先別に区分
	11	換地図	1	1	1	1	1	1	1	

その他必要に応じ上記以外の書類又は図面を提出していただく場合があります。

- 備考 1 道路( )内は道路維持課に提出すること  
 2 道路：建設総務課管理担当・道路維持課維持第一担当  
 公園：公園課公園緑化推進担当  
 下水：上下水道局下水道整備課下水道維持係  
 河川：道路建設課河川担当  
 消防：消防本部警防課警防担当  
 ごみ：環境都市推進課業務担当  
 集会：財産管理活用課財産管理活用担当  
 3 引き継ぎにあっては、「土地・施設の引き継ぎに関する受付一覧表」を都市計画課に提出すること。

## 5 工事、検査等

### (1) 工事の着手（工事着手届出書、標識）

施行者は、土地区画整理事業に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書を提出するとともに、工事の期間中の現場においては、公衆の見やすい場所に標識を設置すること。

### (2) 中間検査

- ①中間検査は、主として工事完成後明視できない箇所を、事前協議により定められている管理予定者（関係各課担当職員）が個別（要望に基づき一斉に行うことも可能）に現場立会いをし、当該工事が適正に施工されているかを検査するものとする。
- ②現場立会いをする場合は、現場において、現段階までの施工管理した出来形・品質管理図表又は出来形結果表および工事写真等を審査するものとする。
- ③以下の工種については、原則として中間検査を行うものとする。

工 種	管理予定者等	備 考
ア 道路築造	道路維持課	表層（アスファルト舗装）施工前
イ 下水道築造	上下水道局 下水道整備課	表層（アスファルト舗装）施工前
ウ 防火水槽	消防本部警防課	指示する工程
その他) その他の公共施設等の中間検査は、事前協議において管理予定者より指示がある場合に実施するものとする。		

### (3) 工事の施工

#### ①技術の確保

ア 施行者は、工事の施行に当たっては、優良な宅地造成を基本理念とし、常に施工技術の確保に努めるものとする。

イ 施行者は、工事の施行に当たっては、技術指針に定めるもののほか、秋田市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠する。

#### ②現場管理

ア 施行者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図るものとする。

イ 施行者は、工事箇所およびその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

ウ 施行者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに市長に事故を速報し、その後当該事故発生に関する報告書を提出するものとする。

エ 施行者は、施行地区外の工事用運搬路を破損した場合は補修するものとし、補修を行った場合は、その状況が確認できるように写真を撮りそれを市長に報告するものとする。

### ③施工管理

#### ア 管理の実施等

- a) 測定等の結果は、原則として、共通仕様書に基づき、その都度管理図表等に記録し適切な管理を行うものとする。

#### イ 品質管理等

- a) 品質管理は、共通仕様書の試験区分で「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、品質管理図表等を作成するものとする。ただし、開発行為の規模等から判断して、この基準によりがたいと思われる場合は、別途市長と協議し定めるものとする。
- b) 工事材料については、日本産業規格（J I S）もしくは日本農林規格（J A S）に適合したもの又はこれらと同等以上の品質および規格を有するものとする。

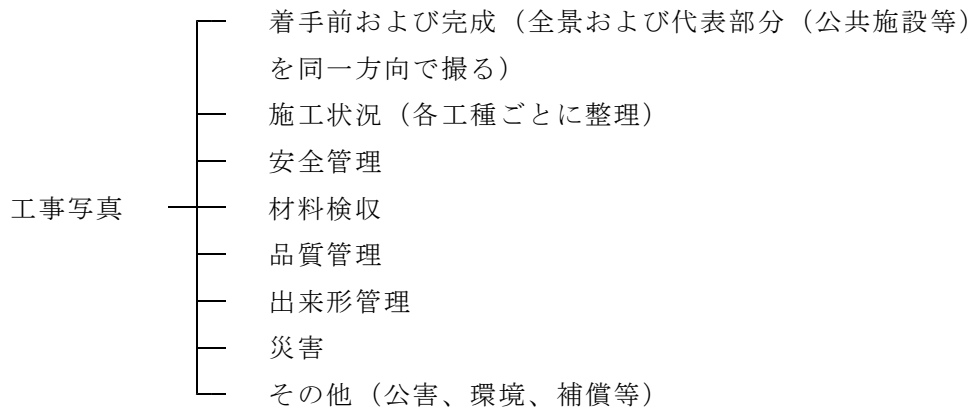
#### ウ 出来形管理

- a) 出来形管理は、共通仕様書により管理し、出来形管理図表又は出来形結果表を作成するものとする（技術指針の資料編を参照）。
- b) 出来形管理図表又は結果表は、設計図を援用（実測値を赤書きで明示等）した場合は、これを兼ねることができるものとする。

#### エ 工事写真

工事写真は、施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所  
の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害を判断するものであるから、これらを  
写真撮影する場合には慎重かつ適正に行うものとし、一連の施工状況がわかるように整理しな  
なければならない。

なお、工事写真は宅地造成、道路築造、下水道築造等の各工種ごとに次のように分類するこ  
と。



工事写真は、原則として各管理予定者に提出するものとする。なお、着手前、完成、宅地造  
成（土工、擁壁等）に関するものは工事完了届出書とともに都市計画課に提出するものとする。

④境界明示

公共施設、公益施設および調整池等の防災施設の用地の境界は、境界柱等により明示するものとする。

⑤跡片付け

施行者は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において、残材、廃物、木屑等を撤去および処分しなければならない。なお、これらが適正に行われていない場合は、完了検査を一時留保するものとする。

(4) 工事の完了

施行者は、施行地区の全部について工事が完了した場合は、工事完了届出書に必要な図書を添付し、市長に提出するものとする。

(5) 工事の検査

①検査合否判定基準等

工事の検査の合否基準は、原則として、共通仕様書によるものとする。ただし、道路幅員および隅切り長については、出来形が設計値を下回らないものとする。

②検査等

ア 当該工事が事前協議および事業計画の内容に適合しているかどうかについて、検査するものとする。

イ 道路及び下水道の築造については、表層（アスファルト舗装）施工前に、中間検査を行うものとする。

その他の公共施設等の中間検査は、事前協議において管理者より指示がある場合に実施するものとする。

ウ 検査に直接必要な諸機器等に係る費用は、施行者の負担とする。

エ 市長は、検査のため必要があると認めた場合は、工事物の一部又は全部について取壊しを要求することができるものとする。それらに係る費用は、施行者の負担とし、検査後速やかに原状に復すものとする。



## 第3章 諸 様 式 等

## (1) 様式第1号

## 土地区画整理事業事前協議書

年 月 日			
(宛先) 秋田市長			
秋田市土地区画整理事業指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり協議します。			
1 事業施行者 住所・氏名	担当者氏名 TEL	意見等の通知 ( <input type="checkbox"/> 要、 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> fax <input type="checkbox"/> mail <input type="checkbox"/> 書面 ( )	
2 工事施工者 住所・氏名	担当者氏名 TEL	意見等の通知 ( <input type="checkbox"/> 要、 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> fax <input type="checkbox"/> mail <input type="checkbox"/> 書面 ( )	
3 設計者 住所・氏名	担当者氏名 TEL	意見等の通知 ( <input type="checkbox"/> 要、 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> fax <input type="checkbox"/> mail <input type="checkbox"/> 書面 ( )	
4 事業の名称、面積	( ) m <sup>2</sup>		
5 予定建築物等 <input type="checkbox"/> 戸建 戸 区画 <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/>	6 分譲方式等 <input type="checkbox"/> 土地分譲 <input type="checkbox"/> 分譲住宅 <input type="checkbox"/>	7 計画人口 世帯 人	8 区画割面積 平均 m <sup>2</sup> 最大 m <sup>2</sup> 最小 m <sup>2</sup>
9 都市計画区域区分 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外	10 用途地域 <input type="checkbox"/> 第種低層 <input type="checkbox"/> 第中高層 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/>	11 その他の規制 <input type="checkbox"/> 国土利用計画法 <input type="checkbox"/> 森林法 <input type="checkbox"/> 文化財保護法 <input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/>	12 土地取得方法 <input type="checkbox"/> 自己所有 (取得年月日 ) <input type="checkbox"/> 買収方式 (取得年月日 ) <input type="checkbox"/> 賃貸方式 <input type="checkbox"/>
13 土砂搬入量 m <sup>3</sup>	14 土砂搬出量 m <sup>3</sup>		
15 工期 年 月 ~ 年 月	16 木竹伐採 <input type="checkbox"/> 有 (約 本) ・ <input type="checkbox"/> 無		
17 土質調査等	<input type="checkbox"/> 実施済み ( ) CBR試験 箇所 <input type="checkbox"/> 実施予定 ( ) (平均値 %) <input type="checkbox"/> 近隣の既存データを使用 サウンディング試験 箇所 ボーリング試験 箇所		
18 周辺住民 への説明	<input type="checkbox"/> 周知済み (別紙のとおり) 周知 <input type="checkbox"/> 文書配布 <input type="checkbox"/> 調整中 方法 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 許可申請まで周知の予定 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )		

19 公 共 施 設	接続道路の概要		名 称	幅 員	m		
	区 域 外 道 路	<input type="checkbox"/> 設置する	幅 員	m	延 長	m	
		<input type="checkbox"/> 改良する	現況幅員	m	拡幅後幅員	m	
		<input type="checkbox"/> 設置しない					
	雨水の放流先		<input type="checkbox"/> 道路側溝（市道・県道・その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下水道（管理者名称： ） <input type="checkbox"/> 水路他（管理者名称： ）				
隣接水路の整備		<input type="checkbox"/> 整備する <input type="checkbox"/> 整備しない					
し 尿 処 理		<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽（各戸、集中） <input type="checkbox"/> くみ取り					
消 防 水 利		<input type="checkbox"/> 設置する → <input type="checkbox"/> 消火栓 基 <input type="checkbox"/> 防火水槽 槽 <input type="checkbox"/> 設置しない					
20 公 益 的 施 設 等	給 水 施 設		配水管口径 φ	給水管口径 φ			
	ガ ス 施 設		<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	ごみ収集場 （集積所）		<input type="checkbox"/> 整備する      箇所 <input type="checkbox"/> 整備しない				
	防 犯 灯 等		<input type="checkbox"/> 防犯灯を設置する      灯 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 設置しない				
21 計 画 区 域	都市施設の都市計画決定		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（施設名 ）				
	土地区画整理事業施行区域		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（地区名 ）				
	開 発 基 本 構 想		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
	地区計画の都市計画決定		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（地区名 ）				
22 土 地 利 用 計 画	種 別	面 積 (㎡)	比 率 (%)	種 別	面 積 (㎡)	比 率 (%)	
	公共施設用地	道 路			公益的施設用地		
		公 園					
		小 計				小 計	
	公益的施設用地				そ の 他	住 宅 用 地	
				小 計			
			合 計		100.00		

(2) 様式第2号

## 公共施設管理者の同意書

第 号  
年 月 日

様

〇〇施設管理者

住所

氏名

次の土地区画整理事業は、管理上支障がないものと認め、同意します。

- 1 関係する公共施設（現在管理している施設名称）
- 2 事業の名称
- 3 事業施行者の住所および氏名

(3) 様式第3号

公共施設管理予定者との事前協議の経過書

事業の名称		
公共施設の名称		
協議項目	協議内容	協議結果(条件)
設計		
管理方法		
土地の帰属		
費用の負担		
その他		
協議年月日	事業認可申請者住所氏名	印
第 号		
年月日	管理予定者住所氏名	印

(4) 様式第4号

## 工事着手届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

事業施行者 住所

氏名

土地区画整理事業に関する工事に下記のとおり着手しましたので、届け出ます。

記

1	工事着手年月日	年 月 日
2	工事完了予定年月日	年 月 日
3	事業の名称	
4	施行地区の面積	平方メートル
5	工事施行者	
	住所	
	氏名	(TEL)
	現場代理人	(TEL)
	主任技術者	(TEL)
6	設計者	
	住所	
	氏名	(TEL)
7	事前協議番号	年 月 日 第 号
8	許可番号	年 月 日 秋田市指令第 号

## (5) 様式第5号

## 標 識

土地区画整理事業認可標識	
1 事業の名称	
2 施行地区の面積	平方メートル
3 認可を受けた者	住所
	氏名 (TEL)
4 工事施行者	住所
	氏名 (TEL)
	現場代理人 (TEL)
	主任技術者 (TEL)
5 設計者	住所
	氏名 (TEL)
6 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
7 認可番号	年 月 日 秋田市指令第 号

## ※注意

- (1) 工事の期間中、工事現場において公衆の見やすい場所に標識を掲示すること。
- (2) 標識に記載した事項に変更があったときは、速やかに、当該事項を訂正すること。
- (3) 標識の寸法は、縦90cm以上×横90cm以上、各項の行幅は10cm以上とすること。
- (4) 標識の周辺は、黒色で幅2cmの縁とりをし、地色は白色とすること。
- (5) 文字およびしきり線等は、風雨等で不鮮明とならない黒色系の塗料を使用すること。
- (6) 標識板は、容易に破損又は倒壊しないもので作成し、地盤面から1m程度の高さに固定すること。

地盤面

(6) 様式第6号

## 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

事業施行者 住所

氏名

土地区画整理事業に関する工事（認可番号 年 月 日秋田市指令第 号）  
が下記のとおり完了しましたので、届け出ます。

### 記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 事業の名称

備 考 事業施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。



## (7) 様式第7号

## 土地・施設の引き継ぎに関する受付一覧表

				年 月 日提出	
事前( )		都計第 号		受 理 欄	
秋田市指令第		号 年 月 日認可		年 月 日	
事業の名称				都市計画課 計画担当	
事業施行者					
工事完了検査日		年 月 日			
適用	課 担 当 名	公 共 施 設 等 の 名 称 ( 土 地 、 施 設 区 別 )		受 付 日 受付確認者(署名等)	
○	建設総務課 管理担当	○道路 ○ (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	道路維持課 維持第一担当	○道路 ○ (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	道路建設課 河川担当	○水路 ○調整池 (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	公園課 緑化推進担当	○公園 ○緑地 ○広場 (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	財産管理活用課 財産管理活用担当	○集会所 ○ (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	上下水道局 下水道整備課 下水道維持係	○下水道 ○ (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	消防本部警防課 警防担当	○消火栓 ○防火水槽 (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	環境都市推進課 業務担当	○ごみ収集場(集積所) (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	建設総務課 管理担当	○法定外公共物(道路) ○法定外公共物(水路) (○土地 ○施設)		年 月 日	
○	農地森林整備課 農業基盤担当	○法定外公共物(道路) ○法定外公共物(水路) (○土地 ○施設)		年 月 日	
○		○道路 ○水路 ○ (○土地)		年 月 日	

- 備考 1 該当する項目に●と黒色で塗りつぶすこと。  
 2 事前の( )内には、申請年度の数字を記入すること。  
 3 関係課の受付者より確認を受けた後、都市計画課へ提出すること。

(8) 別表第1

公益施設用地設置協議基準表

近隣住区域		1	2	3
戸数	50～150	2,000～2,500	4,000～5,000	8,000～10,000
人口	200～600 (隣保区)	7,000～10,000 (近隣住区)	14,000～20,000 (地区)	28,000～40,000 (区)
教育施設		小学校	中学校	高等学校
福祉施設		幼稚園 保育所、託児所		(社会福祉施設)
保健		診療所 (巡回)		病院 (入院施設) 保健所
保安	防火水槽 (防火栓)	警察派出所 (巡回)		警察署 消防署
集会施設	集会室	集会場		公民館
文化施設			図書館	
管理施設		管理事務所		市・区役所出張所
通信施設		ポスト、公衆電話		郵便局、電話交換所
商業施設		日用品店舗		専門店、スーパーマーケット
サービス施設		共同浴場		銀行 映画館、娯楽施設

## (9) 別表第2

## 土地区画整理事業に伴う協議担当課所室一覧表

(市関係部局、公営企業局)

メールおよびファクスの送付先についてはP18参照

協議項目	主 な 協 議 事 項	担 当 課 所 室	場 所	電 話	
総 括	土地区画整理に関する事 都市計画法等に基づく許可等に関する事 国土利用計画法に基づく届出に関する事 宅地造成および建築計画の指導に関する事 地区計画の推進に関する事	都 市 整 備 部			
		都市計画課	計 画 担 当 開 発 指 導 担 当 都 市 環 境 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5764
		建築指導課	審 査 ・ 検 査 担 当 企 画 ・ 指 導 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5769
道 路	道路の帰属、管理に関する事 道路用地の境界確認および登記に関する事 道路占用の許可に関する事 都市計画街路事業に関する事 道路および橋梁の改良に関する事 道路および橋梁の維持管理に関する事	建 設 部			
		建設総務課	管 理 担 当 占 用 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5747
		道路建設課	街 路 調 整 担 当 道 路 工 事 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5749
		道路維持課	維 持 第 一 担 当 維 持 第 二 担 当 維 持 第 三 担 当 橋 り よ う 担 当	市役所本庁舎 3 階	888-5751
河川水路	河川および水路の整備、改良等に関する事	道路建設課	河 川 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5749
公園緑地	公園等の帰属、占用に関する事 公園等の境界確認および登記に関する事 公園等の建設および維持管理に関する事 緑地協定および緑化推進等に関する事	公 園 課	緑 化 推 進 担 当	市役所本庁舎 4 階	888-5753
			施 設 担 当		888-5755
下 水 道 上 水 道	下水道施設の計画・建設に関する事 下水道の受益者負担金に関する事 下水道管渠およびポンプ場の維持管理に関する事 配水方式等に関する事	上 下 水 道 局 川 尻 み よ し 町 14-8			
		下水道整備課	下 水 道 計 画 係 下 水 道 維 持 係	上下水道局 2 階	864-1455
		水道建設課	水 道 計 画 係	上下水道局 4 階	823-8435
消防水利	消防水利施設に関する事	消 防 本 部			
		警 防 課	警 防 担 当	消防庁舎 4 階	823-4243
清掃 公害 自然環境 および 浄化槽	ごみ収集場（集積所）等の整備に関する事 ごみ収集場（集積所）等の帰属および管理に関する事 公害に関する事 浄化槽（補助等）に関する事 自然環境の保全等に関する事 事業に伴い発生する廃棄物に関する事	環 境 部			
		環境都市推進課	業 務 担 当	市役所本庁舎 3 階	888-5706
		環境保全課	調 査 指 導 担 当 浄 化 槽 担 当	市役所本庁舎 3 階	888-5711
		環境総務課 廃棄物対策課	地 球 温 暖 化 対 策 担 当 産 業 廃 棄 物 担 当	市役所本庁舎 3 階 市役所本庁舎 3 階	888-5704 888-5713
防犯灯 および 住居表示	防犯灯の新設等に関する事 テレビ受信電波障害等に関する事 住居表示に関する事	市 民 生 活 部			
		生活総務課	地 域 振 興 担 当	市役所本庁舎 1 階	888-5625

協議項目	主 な 協 議 事 項	担 当 課 所 室	場 所	電 話	
駐 車	自転車等駐車場の整備に関する事 こと	都 市 整 備 部			
		交通政策課	交通安全担当	市役所本庁舎4階	888-5766
	車いす利用者駐車スペース等に関する事 こと	福 祉 保 健 部			
		障がい福祉課	障がい福祉担当	市役所本庁舎1階	888-5663
集会施設	集会所用地等の帰属および管理に関する事 こと	総 務 部			
		財産管理 活用課	財産管理活用担当	市役所本庁舎4階	888-5439
文 化 財	文化財の調査および保護管理に関する事 こと	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部			
		文化振興課	文化財担当	市役所本庁舎3階	888-5607
土地改良、 および 森 林	農地および農業用施設に関する事 こと 土地改良事業に関する事 こと	産 業 振 興 部			
		農地森林整 備課	農業基盤担当	市役所本庁舎3階	888-5740
	保安林および民有林に関する事 こと		森林整備担当		888-5741
農 地	農業振興地域の整備等に関する事 こと	農業農村 振興課	人・農地担当	市役所本庁舎3階	888-5735
	農地転用等に関する事 こと	農 業 委 員 会			
		事 務 局	農地調整担当	市役所本庁舎5階	888-5796
法 定 外 公 共 物	市街化区域の法定外公共物に関する事 こと	建 設 部			
		建設総務課	管 理 担 当	市役所本庁舎4階	888-5747
	市街化区域外の法定外公共物に関する事 こと	産 業 振 興 部			
		農地森林 整備課	農業基盤担当	市役所本庁舎3階	888-5740
福 祉	福祉施設に関する事 こと	福 祉 保 健 部			
		福祉総務課	地域福祉推進室	市役所本庁舎2階	888-5661
学 校	学校教育施設に関する事 こと	教 育 委 員 会			
		総 務 課	施 設 担 当	市役所本庁舎5階	888-5803
医 療	医療施設に関する事 こと	保 健 所			
		保健総務課	医務薬務担当	八橋南一丁目8-3	883-1170

秋田市都市整備部

都市計画課計画担当

直 通 0 1 8 - 8 8 8 - 5 7 6 4

F A X 0 1 8 - 8 8 8 - 5 7 6 3

E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp